



許可番号03723003495

産業廃棄物処分業許可証

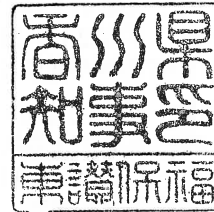
優良

住所 香川県高松市一宮町1686番地6
氏名 株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 池田 豊人

許可の年月日 令和5年7月13日
許可の有効年月日 令和12年7月12日



1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（破碎処分、脱水処分、油水分離処分及び中和処分に限る。）業
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎処分：①木くず②がれき類（コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。）以上
ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

脱水処分：汚泥 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

油水分離処分：①廃油②汚泥 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

中和処分：①廃酸②廃アルカリ 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設
裏面のとおり

3. 許可の条件

事業の用に供する施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況
裏面のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 —有— 無

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 2基
設置場所：東かがわ市水主2100番2以上
許可年月日及び許可番号：平成14年12月4日(変更許可) 第21-3-017号
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：木くず 360t/日(8h) 1基、がれき類 880t/日(8h) 1基
- (2) 種類及び数量：汚泥の脱水施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：汚泥 9.6m³/日(8h)
- (3) 種類及び数量：廃油の油水分離施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：廃油又は汚泥 9.6m³/日(8h)
- (4) 種類及び数量：廃酸又は廃アルカリの中和施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：廃酸又は廃アルカリ 12.0m³/日(8h)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月13日(当初許可)

平成23年11月18日(変更許可)

平成28年7月13日(更新許可)

令和5年7月13日(更新許可)

以下余白